

さいたま市告示第 1 6 9 3 号

さいたま市中川第一特定土地区画整理事業の事業計画（第 4 回変更）を土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 2 項で準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 3 条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和 7 年 1 2 月 4 日までにさいたま市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 1 月 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 縦覧期間

令和 7 年 1 1 月 7 日（金）から令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）まで

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 縦覧場所

さいたま市役所都市局まちづくり推進部区画整理支援課
（さいたま市中央区下落合 2 丁目 1 8 番 6 号）

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部区画整理支援課
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 1 5 ） 8 7 2 6